



Forest Stewardship Council®



FSC日本国内森林管理規格 第1草案 公聴会

FSCジャパン 指針・規格コーディネーター 三柴ちさと
2016.07.08



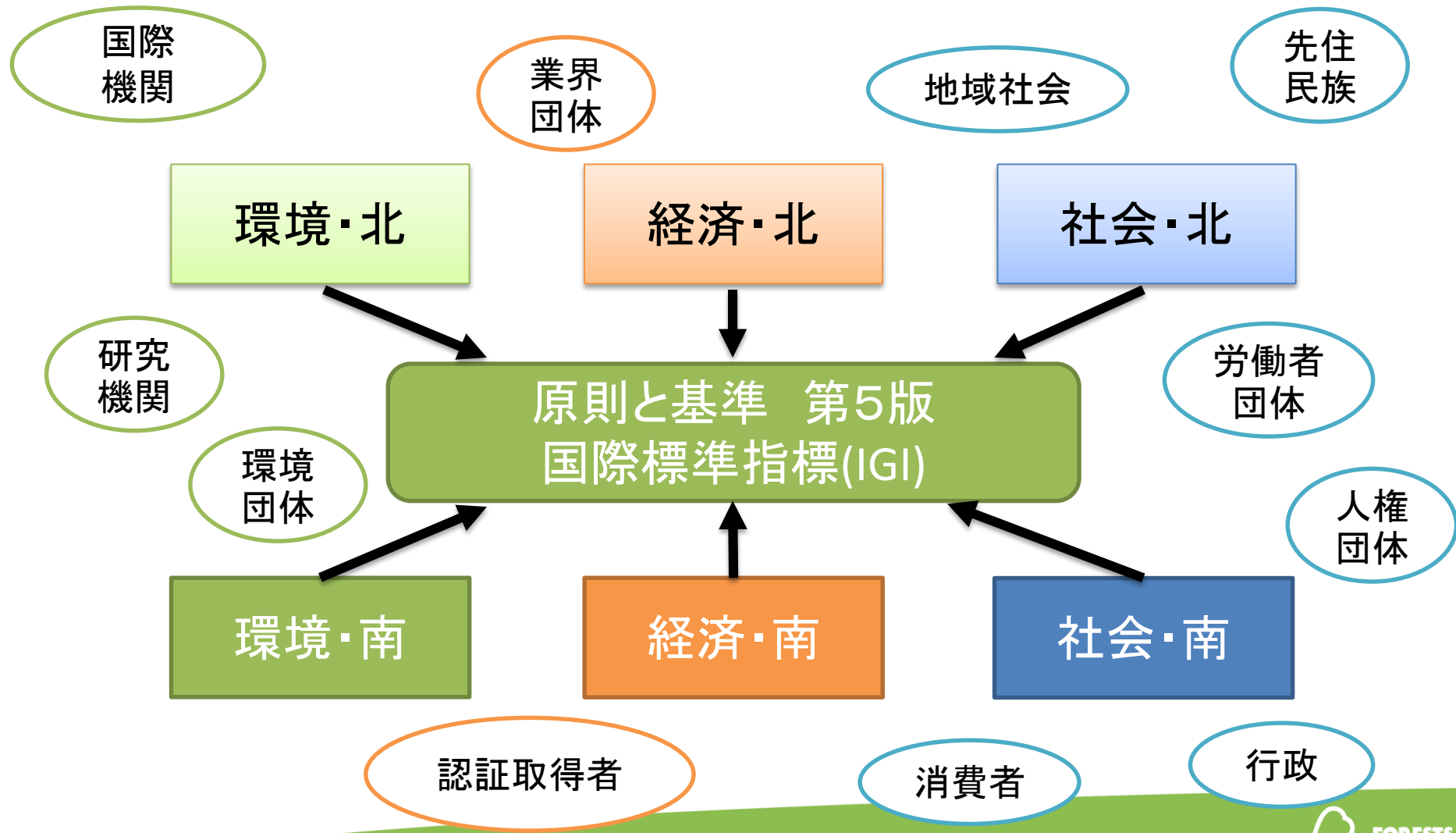
本日の公聴会の予定

時間	内容	担当
14:00	代表挨拶	FSCジャパン代表 太田猛彦
14:10	策定規格の説明	指針・規格コーディネーター 三柴ちさと
15:30	休憩	
15:40	質疑応答・自由討論	太田猛彦

概要

- 背景：FSC原則と基準及びIGI（国際標準指標）の説明
- 日本国内森林管理規格策定プロセス
- 本規格草案の内容紹介
 - 従来の規格からの大きな変更点
 - 焦点となる問題

原則と基準の改定 (2012)、IGI策定



FSCの森林管理規格の構成

レベル	数	規格内番号	変更可否
原則 (Principle)	10	1, 2, 3...	世界共通、不可変
基準 (Criterion)	70	1.1, 1.2, 1.3...	世界共通、不可変
指標 (Indicator)	198 (IGI)	1.1.1, 1.1.2, 1.1.3...	国内規格策定過程で採用、棄却、適応、追加を決定
検証項目(verifier)	-	なし	各国で独自に策定可能

国際標準指標：各国における森林管理規格の土台

関連文書：

- FSC-GUI-60-002 V1-0 SDG向け規模、強度、リスクガイドライン（草案）
- FSC-STD-60-002 国内森林管理規格の構造と内容
- FSC-STD-60-004 V1-0 国際標準指標

国内森林管理規格策定の目的

- 原則 & 基準の第5版を適用
- 国際認証であるFSCの各国の規格の整合性を保証
- これまでFSC承認規格がないことによって存在していた複数の認証機関による暫定規格の間の齟齬を解消
- 多くの利害関係者の意見を聴取することにより実情に合った規格を策定

- FSC-PRO-60-006 V2-0 (国内森林管理規格策定またはFSC原則と基準第5版への移行の手順)
- FSC-STD-60-006 V1-2 (国内森林管理規格策定及び維持のためのプロセスの必要事項)



国際標準指標 (IGI)

2015年6月公開



国内規格策定に向けた討論会

2015年9～12月



パブリックコンサルテーション

2016年6～8月



フィールドテスト

2016年8～11月



パブリックコンサルテーション

2017年1～3月



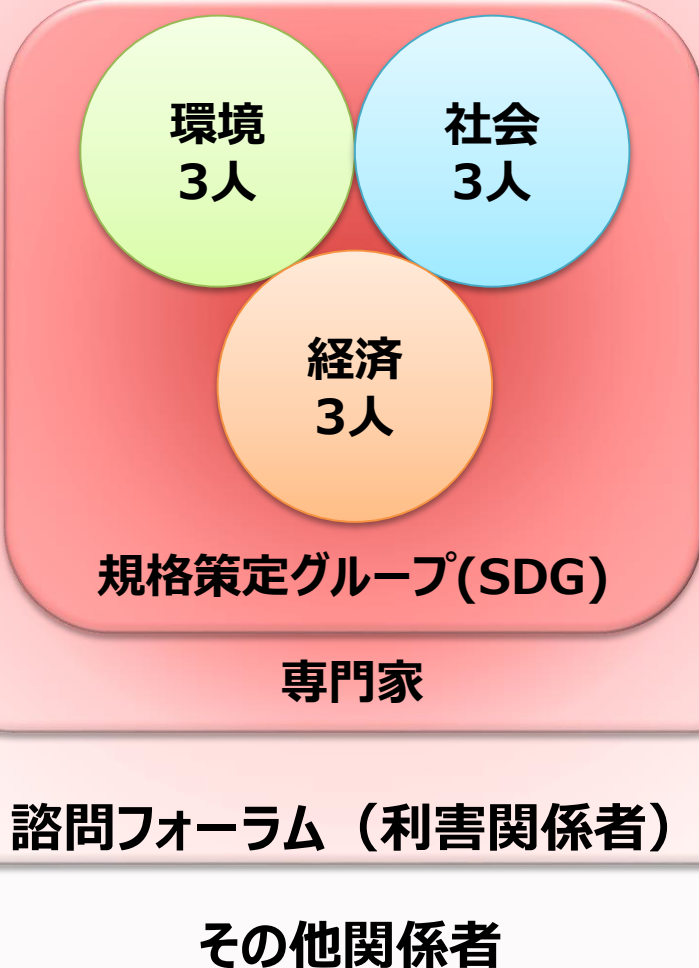
最終版作成

2017年5～7月



本部からの承認

2017年末



- 規格策定グループが決定権をもつ
- 議決には規格策定グループ内の3分会全ての支持が必要
- 最終承認はFSC本部 指針・規格課
- 議長：富村周平（議決権なし）
- コーディネーター：三柴ちさと

FSC 原則と基準 第5版



FSCの森林管理（Forest Management, FM）認証の審査は、世界的に統一された

10の原則と70の基準に基づいて行われます。

これは、森林に関係する世界中の様々な人の声を集め、

環境・社会・経済のバランスをとって作られたものです。

この原則と基準の下に、各国の状況に合わせて作られた細かい規則があります。

認証は、審査ですべての基準について大きな問題がないと認められた場合にのみ与えられます。

原則1. 法律や国際的な取り決めを守っている

どんな組織や団体でも、まず関連する国内の法律や国際的な取り決めを守っている必要があります。法律でも、土地に関する権利や、森林管理のやり方に関与するものなど、様々な点が関わってきます。

- 1.1 事業に関する法的な手続が完了している
- 1.2 正当な森林の所有や使用の権利をもらっている
- 1.3 必要な税金などをきちんと納めている
- 1.4 違法行為から森林を守っている
- 1.5 木材の輸出と取引に関する法令を守っている
- 1.6 土地の所有など森林についての争いがあればきちんと解決している
- 1.7 汚染に関わっていない
- 1.8 FSCの方針や目標を守ることを約束している



原則2. 労働者の権利や安全が守られている

労働者は世界的にも最も危険な労働の一つに数えられます。安全な森林労働は、国境を越えて労働者の安全や権利、生活が守られ、労働者が安心して働ける環境を整えてこそ、真に持続可能な森林管理と言えます。



- 2.1 国際的に認められた労働者の最低限の権利を守っている
- 2.2 男女を平等に扱っている
- 2.3 安全衛生基準を守っている
- 2.4 最低賃金を満たしている
- 2.5 労働者に必要な教育や研修を行っている
- 2.6 労働者からの意見には誠実に対応し、労働災害の予防を適切に行っている



原則3. 先住民族の権利を尊重している

世界の森林には、昔からその土地で暮らし、森林と共生してきた人々がいます。しかしそうした人々は、社会的に弱い立場に置かれていることもあります。そうした人々の権利を尊重し、伝統的な権利を尊重することが大切です。

- 3.1 森林管理により影響を受ける先住民族と、その権利を認めている
- 3.2 先住民族のもつ慣習や伝統的な権利を尊重している
- 3.3 先住民族に代わって森林を管理する場合、自由な話し合いで決められた約束に基づいている
- 3.4 先住民族の権利に関する開示宣言を守っている
- 3.5 先住民族にとって重要な場所を守っている
- 3.6 先住民族のもつ知識・伝統的技術やそれに関する権利を保護している

原則4. 地域社会の権利を守り、地域社会と良好な関係を築いている

森林管理はその周辺や下流地域に様々な影響を与えます。周辺の人々や土地・環境を尊重し、適切な話し合いを通じて、関係の持続可能性を確保し、互恵的な関係を築くことが必要です。

- 4.1 森林にかかわる地域社会と、その権利を認めている
- 4.2 地域社会の権利を守っている
- 4.3 地域社会に雇用や教育訓練などの機会を提供している
- 4.4 地域社会の発展に貢献している
- 4.5 地域社会への悪影響を回避している
- 4.6 地域社会からの苦情や懸念を適切にやっている
- 4.7 地域社会にとって重要な場所を保護している
- 4.8 地域社会のもつ知識・伝統的技術やそれに関する権利を守っている



原則5. 森林の木材を多様な方法で大切に活かして使っている

森林には木材以外にも、木を多く使われるようになっています。しかし、これでは森林の資源は減ってしまいます。木材だけでなく、森林からのほかの恵みも持続的に、経済的に持続的に活用できるようにすることが重要です。

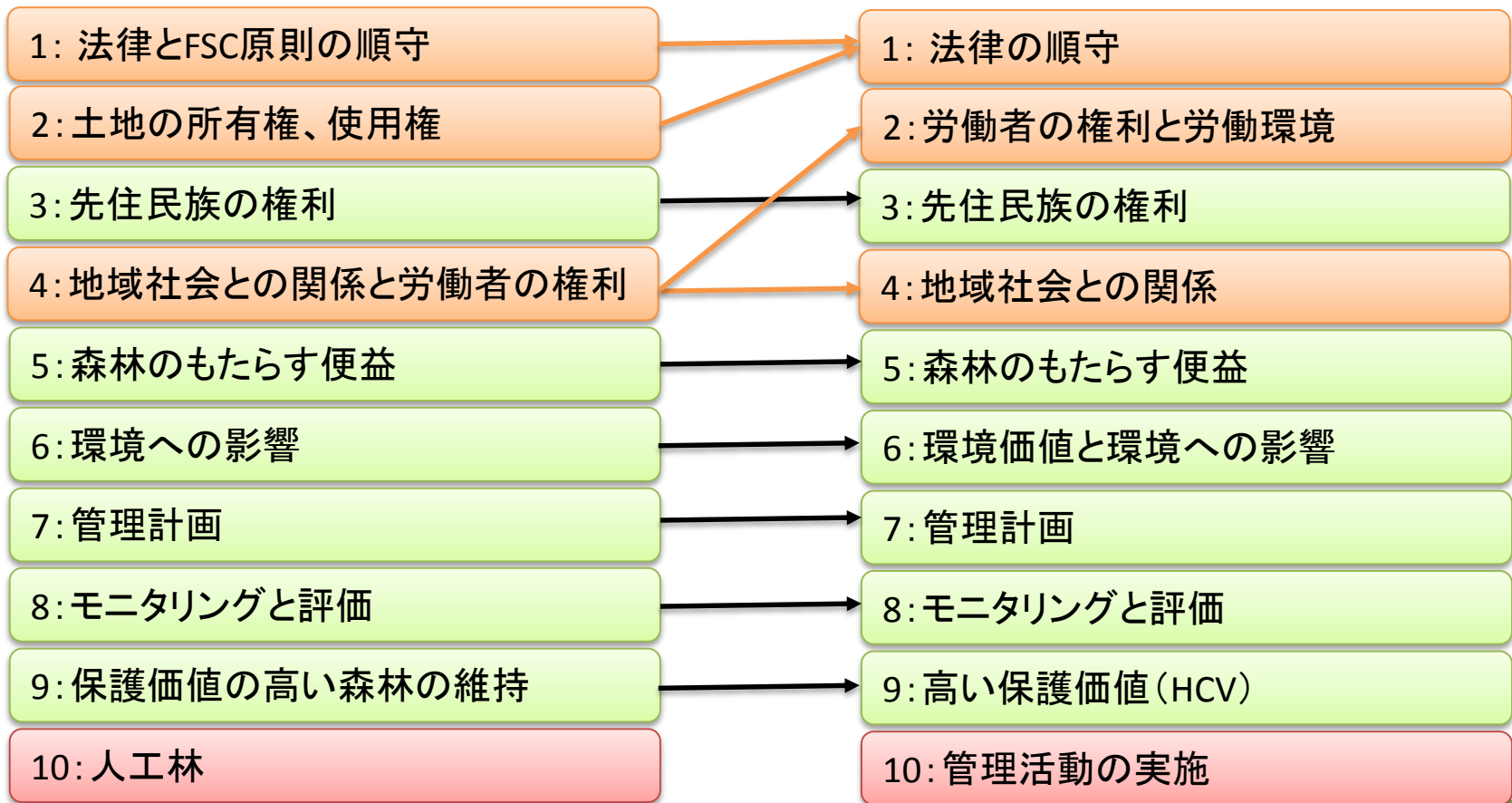
- 5.1 様々な恵みを活かしている
- 5.2 森林をずっと使えるよう、伐採の量を減らしている
- 5.3 社会や環境への影響も配慮して計画している
- 5.4 地元の加工に努めている
- 5.5 長期的に採採のとれる計画を行っている



原則レベルでの変更 (FSC-STD-01-001 第4版と第5版の比較)

第4版

第5版



基準レベルでの変更：追加基準

- 1.1 法的登記
- 1.7 汚職関与の防止
- 2.2 労働における男女平等
- 2.4 最低賃金
- 2.6 労働者への補償
- 3.1 先住民族とその権利の特定
- 3.3 先住民族からの管理委託
- 3.6 先住民族の知的財産の保護
- 4.1 地域社会とその権利の特定
- 4.7 地域社会にとって特別な場所の特定
- 4.8 地域社会の知的財産の保護

- 6.1 多面的機能（環境価値）の評価
- 7.3 検証可能な目標の設定
- 8.1 活動進捗状況のモニタリング
- 10.1 森林更新
- 10.5 生態系に合った育林施業
- 10.9 自然災害への対策

※ ただし、認証機関によっては暫定規格の中で独自に指標を作り、カバーしていたものもあります。

日本国内森林管理規格

- IGI (国際標準指標) への対応を指標レベルで決定。
- 採用、適応、棄却、追加の4つの選択肢

日本国内指標作成の方針(アプローチ)

- より具体的(注で例示)
 - 環境価値の特定 (6.1) → 多面的機能の例示
 - 地域社会の特定 (4.1) → 特定すべき利害関係者の種類を例示
 - 「利用可能な最も有効な情報源」の特定、例示
- 規模、強度、リスクを考慮
- 日本特有の状況の反映
 - 森林ボランティア
 - 放射能汚染

附則の説明

- 附則A: 適用可能な法令、条約リスト
- 附則B: 労働者への教育訓練要件(2.5.1)
- 附則C: 生態系サービスについての追加的要求事項(5.1.3)
- 附則E: 管理計画の要素(7.2.2)
- 附則F: 計画/モニタリングの枠組みの概念(7.4.1 附則Gに統合)
- 附則G: モニタリング要求事項(8.2)
- 附則H: 高い保護価値(HCV)維持の戦略

第1草案の見方

基準日本語訳

基準原文

1.1 組織は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化された、疑義のない法的登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。(新規)		1.1 The Organization* shall* be a legally defined entity with clear, documented and unchallenged legal registration*, with written authorization from the legally competent* authority for specific activities. (new)	
国際標準指標(IGI)日本語訳	IGI への対応	日本国内指標	日本国内指標英語訳
1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は法律に基づき文書にて登記*されており、紛争の対象になっていない。	適応	1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は法律に基づき文書にて登記*されており、紛争の対象になっていない。 注：認証対象となる「組織」には、個人も含まれる。用語集参照。	1.1.1 Legal registration* to carry out all activities within the scope of the certificate is documented and unchallenged. Note: As defined in the terminology, "The Organization*" eligible for certification includes individuals.
1.1.2 登記*は法的に定められた手続きに従って法的権限のある*当局の下で行われている。	棄却	<棄却理由> 日本の場合登記は一貫して行われており、法務局が全て管理している。また、手続き等で不正が起こるリスクが低く、簡素化するために棄却した。	

用語集で定義されている単語

国際標準指標(IGI)日本語訳

IGIへの対応
(採用、適応、棄却、追加)

日本国内指標案 または
棄却理由

日本国内指標案の英訳
(完成後は日本語に優先)

第1草案の見方：用語と定義

- 基本的に国際定義に基づくが、日本での適応も可能。

外来種(Alien species)：過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む。(出典：生物多様性条約(CBD) 侵略的な外来種プログラム。CBD のウェブサイトに記載されている用語集)

日本では、明治元年(1868年)より前に持ち込まれた生物は、人為的に導入されたという記録がはっきりしないことが多いため、「外来生物」には含まない。よって、外来生物とは明治以降にそれ以前の分布域外に導入された、あるいは移入し定着した種、亜種を指すものとする。

Alien species: A species, subspecies or lower taxon, introduced outside its natural past or present distribution; includes any part, gametes, seeds, eggs, or propagules of such species that might survive and subsequently reproduce (Source: Convention on Biological Diversity (CBD), Invasive Alien Species Programme. Glossary of Terms as provided on CBD website).

In Japan, species introduced before 1868 are not included as they commonly lack clear records of introduction by humans. Thus alien species refers to species and subspecies or lower taxon that have been introduced since 1868 outside its original distribution therebefore and established population.

国際的定義

日本独自の
定義

規模、強度、リスク

(FSC-GUI-60-002 規格策定者のための規模、強度、リスクガイドライン)

組織規模:

- **小規模組織 (Small scale organization):** 日本では、100ヘクタール未満の森林面積を管理する森林管理組織。
- **中規模組織 (Medium scale organization):** 小規模でも大規模でもない組織。
- **大規模組織 (Large scale organization):** 10,000ヘクタールを超える面積を管理する森林管理組織。**ただし、小規模、中規模管理区画*から成るグループ認証は含まない。**

管理区画規模:

- **小規模森林管理区画:** 100ヘクタール未満の森林管理区画。
- **中規模森林管理区画:** 100ヘクタールより広く、10,000ヘクタール以下の面積をもつ森林管理区画。
- **大規模森林管理区画:** 日本においては10,000ヘクタールを超える面積をもつ森林管理区画。**ただし、これには一続きの土地だけではなく、点在する土地をまとめたものも含む。**

規模、強度、リスク

- **SLIMF:小規模及び低強度管理森林**
- **低強度森林管理:**以下のa)及びb)またはc)の条件を満たす場合、低強度管理区画と分類される。
 - a) 収穫量が当該管理区画*の中の生産林区域における年平均成長量の20%未満である。
 - b) すべての生産林からの年間収穫量の総計が5000立米未満である。
 - c) 伐採記録や年次監査から確認される、認証の有効期間中のすべての生産林からの年平均収穫実績が5000立米未満である。(出典:FSC-STD-01-003 第1-0版SLIMF資格条件)

原則1：法律の順守

1.1 法的登記

1.2 土地に関する権利

1.3 納税

1.4 違法行為からの保護

1.5 輸送・取引に関する法律の順守

1.6 苦情処理・紛争解決

1.7 汚職の防止(1.7)

贈収賄に関わらないことを謳った方針の公開

上記方針の実施

贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為が発見された場合は基準1.7
に対する**重大な不適合**となる。(1.7.4)

原則2:労働者の権利

2.1 ILO基本条約の順守

2.2 男女平等の推進

- 雇用や昇進の機会均等
- 女性への安全教育訓練
- 同一賃金
- 産休、育休
- 父親の育休
- 意思決定の場への女性の参画
- セクハラ等の苦情処理手順

原則2:労働者の権利

2.3: 労働安全衛生

- 2.3.2 推奨される**安全装備の明記**
- 2.3.11 **ボランティアや研修生**に対する労働安全衛生の整備
- 2.3.12 **放射能汚染に関連する労働安全衛生の保障**
 - A案: 森林の放射能汚染に関連する労働者の安全衛生については、国際放射線防護委員会(ICRP)による1990年勧告に従い、労働者の被ばくが公衆の被ばくにおける線量限度、実効線量で年間1ミリシーベルトを超えないよう保証されている。
 - B案: 労働者は、平均空間線量率が $0.11\mu\text{Sv/h}$ を超えない地域で作業している。
 - C案: 労働者は、土壌や樹木表面の放射性セシウム汚染密度が 0.4 Bq/cm^2 を超えないところで作業されている。

原則2：労働者の権利

2.4 最低賃金

2.5 教育訓練の徹底（附則Bを反映）

2.6 労働者への補償

原則3：先住民族の権利

- 有識者や北海道アイヌ協会を含むワーキンググループで討論。
- 基本的にはIGIを採用。北海道のアイヌ民族に関しての注が多く追加されている。
- 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の徹底



原則3：先住民族の権利

3.1 影響を受ける先住民族の特定

– 不明な場合は北海道アイヌ協会に照会

3.2 先住民族の権利の特定

3.3 管理委託の際のFPICの徹底

3.4 先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP2007）

3.5 特別な場所の特定・保護：有用な情報源、資料の例示

3.6 知的財産の保護

原則4：地域社会との関係

4.1 影響を受ける地域社会の特定

4.2 地域社会の権利の特定

4.3 地域社会への機会の提供

4.4 地域社会への貢献

4.5 悪影響の会費

4.6 苦情処理・紛争解決

4.7 特別な場所の特定・保護

4.8 知的財産の保護

原則5：森林からの便益

5.1 資源と生態系サービスの特定

- 生態系サービスについての広告宣伝を行う場合は追加要求事項(附則C)

5.2 成長量 > 伐採量（長期的）

5.3 社会、環境的悪影響を防止、回避、補償するための費用の定量化

5.4 規模等に応じた地元サービスの利用

5.5 長期的経済性

- 林齢構成の平準化 (5.5.4)

原則 6: 環境価値と影響

6.1 多面的機能(環境価値)の特定、評価

6.2 環境への影響の予測

6.3 悪影響の回避

6.4 希少種の保護

6.5 保護区の設定

- 管理区画*内の保全地域の合計は管理区画*全体の10%以上を占めている。ただし、SLIMF*の場合は対象外。
(6.5.5)

原則 6: 環境価値と影響

6.6 生態系の維持、狩猟の管理

- 害獣の狩猟促進(6.6.4)

6.7 水資源の保護

6.8 景観上の多様性

- 皆伐面積の上限を設けるべきか？

6.9 自然林の転換の禁止

- 自然林、人工林の定義の見直し

6.10 1994年以降の自然林転換地の排除

自然林(Natural forest)

- 自然植生のうち多層の構造を有する森林。環境省の自然環境保全基礎調査による植生図においては、**植生自然度9に相当する植生**。
- 代償植生でも種構成や森林の階層構造が自然植生に近いもの。植生自然度は8に該当し、年月が経ち(通常100年以上の年月を要する)**十分に発達した二次林**。
- **人工林のうち造林不適地(不成績林)にあり、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつある、自然林候補群落**。
- **自然林の様相を形成しつつある未発達な植物群落**だが、時間の経過とともに自然林となることが確実視される自然林候補群落。特に常緑樹林帯に見られるシイ・カシ萌芽林等の二次林。
- 洪水や台風、落雷等の自然災害等で森林が崩壊した後に**自然に更新した植物群落**。低木の群落のようなものも含む。

人工林(Plantation)

- スギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹人工林。人の手により植栽、播種されて成立した植生であり、環境省の自然環境保全基礎調査においては、植物自然度6に当たる。
- 約20年、またはそれ以上の期間ごとに皆伐され、萌芽や植栽等により更新され人工的に維持されている二次的広葉樹林。
- 人工林の皆伐を受けて成立する広葉樹の二次林で遷移途上にあり、種組成や群落(林分)構造が未発達なもの。二次林の人為的更新(皆伐が中心)も含む。植物自然度では7に該当する。

原則7: 管理計画

7.1 方針と目的

7.2 管理計画の策定: **必要な要素は附則Eに規定**

7.3 **検証可能な目標の設定と評価**

7.4 定期的な見直し

7.5 管理計画の公開

7.6 管理計画作成の際の利害関係者の関与

原則8: モニタリング

8.1 モニタリングの実施

- 項目、頻度 (附則G)

8.2 環境・社会的影響の評価

8.3 管理計画への反映

8.4 モニタリング結果の公開

8.5 CoC (販売までの追跡)

原則8: モニタリング

- 8.5.5 搬出される木材の放射能についての要求事項の追加
 - A1. 林産物は、平均空間線量率 $0.11\mu\text{Sv/h}$ 以下の地域から収穫されている。
 - A2. 林産物の放射能濃度は 100 Bq/kg 以下である。
 - A3. 林産物は放射性セシウムの濃度限度 40 Bq/kg および表面汚染密度 0.4 Bq/cm^2 を下回っている。
 - A4. 林産物の放射能の測定方法や結果などの情報が一般に開示されている。
 - B1. きのこと、山菜などの食用の非木材林産物*の放射能は 100 Bq/kg 以下である。
 - B2. きのこと、山菜などの食用の非木材林産物*の放射能は $10\text{ Bq/kg}(*6)$ を下回っている。

原則9: 高い保護価値(HCV)

- HCVの枠組み文書を作成中
 - HCVと考慮すべき保護地域、規制区域の特定
 - 「利用可能な最も有効な情報」の整理

9.1 HCVの特定

9.2 HCVの保護計画の策定

9.3 HCV保護の実施

9.3 HCVモニタリング

原則10: 管理活動の実施

10.1 より自然に近い状態への更新

10.2 適当な樹種の選択

10.3 外来種使用の条件

10.4 遺伝子組換え生物

10.5 生態的に適合し、管理目的に合う育林施業の実施

10.6 肥料の使用

10.7 病虫獣害対策

10.9 自然災害のリスクを抑える管理活動

10.10 インフラ整備や輸送による環境への悪影響の回避

10.11 多面的機能の保全

10.12 廃棄物の処理

フィールドテスト協力団体の募集

- 規格草案のフィールドテストの場の提供
 - 認証取得の是非は不問
 - 2016年8月～10月予定
 - 諸費用はFSCジャパンが負担

お問合せは、FSCジャパン指針・規格コーディネーター 三柴(冨村)ちさと
(ctomimura@forsta.or.jp)まで



Forest Stewardship Council®



ご清聴どうもありがとうございました

Forest Stewardship Council®

FSCジャパン

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-4-4武蔵ビル5F

FSC® F000218 - FSC® A.C. All rights reserved

<https://jp.fsc.org/jp-jp>

